

小豆島サステナビリティレポート2023

地域名(団体名):	小豆島観光協会
記入者(担当者):	塩出 慎吾
連絡先:	0879-82-1775

会計スコープ	カテゴリー毎
458 (最高565点)	SECTION A 149 (最高205点)
	SECTION B 101 (最高120点)
	SECTION C 77 (最高95点)
	SECTION D 131 (最高145点)

大項目	小項目	取組の状況					取組の内容	取組を裏付ける情報等 (参考資料名、掲載URL等) ※URLがない場合は、URLの記載不要	備考
		ない/いいえ	今後準備する予定である	現在準備中である	ある	更新しなから適切に実施している			
SECTION A: Sustainable management									
持続可能なマネジメント									
A(a) マネジメントの組織と仕組み									
	ディネーション・マネジメント(観光地経営)戦略と実行計画						○年○月に発行の○○町観光ビジョンにJSTS-DCに取組むことを明記している。(URL: www~)		
A1	観光計画等に日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)に取組むことを明記していること		●						
A1	観光計画等は、複数年の計画であること			●			2023年度中小豆島全体の観光計画を小豆島町・土庄町が小豆島観光協会に委託する形で観光ビジョンを策定し、その中でJSTS-DCに取組むことを明記する。5年計画として策定する。		
A1	観光計画等は、定期的な見直し(少なくとも5年ごと)及び一般公表をしていること			●			5年ごとに見直し、一般公表をする予定。		
A1	観光計画等は、ステークホルダー(地域住民を含む)の参加によって策定していること			●			観光計画策定にあたってはステークホルダーヒアリングセッションなどで参加してもらう。		
A1	観光計画等に関連する取組の結果を公表していること			●			取組の結果について公表する予定。		
A2	管理組織には、持続可能な観光の推進に専念できる担当者(サステナビリティコーディネーター)がおり役割が定められていること				●		小豆島観光協会: 塩出 慎吾 小豆島町: 片岡 寿夫 土庄町: 中岡 恵恵	評定書 STTP試験合格証明書	
A2	管理組織の構成は、地域横断的かつ観光地域の規模に見合ったものであること				●		商工観光課: サステナビリティコーディネーター 各課から最低1名 地元事業者: あらゆる分野の事業者	土庄町実施体制	
A2	管理組織運営のための財源が確保されていること				●		小豆島町・土庄町共に事業予算を確保している。	R5年度事業予算	
A3	モニタリングと成果の公表			●			小豆島観光協会が今期実施予定。		
A3	調査を定期的に行い、その結果を公表していること			●			小豆島観光協会が今期実施予定。		
A3	調査を定期的に行い、その結果を公表していること			●			小豆島観光協会が今期実施予定。		
A4	観光による負荷軽減のための財源		●						
A4	目的を明確にした財源を確保、運用していること		●						
A(b) ステークホルダーの参画									
A5	事業者における持続可能な観光への理解促進				●		小豆島町: 2021年11月にGSTC研修実施 土庄町: 2022年8月にGSTC研修実施 2023年度も両町合同で実施する予定。	GSTC研修【小豆島町】	
A6	住民参加と意見聴取				●		小豆島町と土庄町は、最低月1回、アセスメントレポートの見直しPR5年度の事業に向けた協議を行っている。また、GSTC研修受講者によるWGEを充足し(非公式facebook)、意見交換できる場を設定。		
A7	住民意見の調査		●				2023年にポスティング調査を実施する予定。日本遺産関係で、同様な調査を実施している。参考に。		
A7	調査は、少なくとも毎年度行われていること		●				2024年にポスティング調査を実施する予定。日本遺産関係で、同様な調査を実施している。参考に。		
A7	調査結果を次年度の運営改善(肯定的な回答割合の増加等)に役立てていること		●				2025年にポスティング調査を実施する予定。日本遺産関係で、同様な調査を実施している。参考に。		
A8	観光教育				●		学校現場においては、子供たちが考えて提案したSDGsに関する取り組みを行うなど広がりを見せている。また、町職員がSDGsについて説明する出前講座なども実施している。英語通訳ガイド養成においても、SDGsを意識した養成内容になっている。	R05.04.21_ 小羽小学校総合学習持続可能な観光についての講演	
A9	旅行者意見の調査		●				QRを読み込んで回答できるアンケートや紙ベースのアンケートをホテルと船で実施出来るようにする。		
A9	調査は、少なくとも毎年度行われていること		●				QRを読み込んで回答できるアンケートや紙ベースのアンケートをホテルと船で実施出来るようにする。		
A9	調査結果に基づいた、旅行者満足度向上のための対策を講じていること		●				QRを読み込んで回答できるアンケートや紙ベースのアンケートをホテルと船で実施出来るようにする。		
A10	プロモーションと情報				●		2022年に寒霞浜でナイトツアーを実施。2023年度以降は、予算次第で実施する予定。	せとら眉山 寒霞浜 スリットナイトツアー2022 https://shodoshima-night.com/	
A10	プロモーションの効果測定を行っていること				●		2022年に寒霞浜でナイトツアーを実施。2023年度以降は、予算次第で実施する予定。	せとら眉山 寒霞浜 スリットナイトツアー2022 https://shodoshima-night.com/	
A10	求めるターゲット層の誘致拡大に向けた新商品の開発に地域発意で取り組んでいること				●		2022年に寒霞浜でナイトツアーを実施。2023年度以降は、予算次第で実施する予定。	せとら眉山 寒霞浜 スリットナイトツアー2022 https://shodoshima-night.com/	
A(c) 負荷と変化の管理									
A11	旅行者の数と活動の管理		●				小豆島観光協会において、宿泊客数及び観光客数を集計しており、香川県が取りまとめ、毎年公表している。	令和3年香川県観光客数動向報告書(確定版) https://www.pref.kagawa.jp/documents/240_0104kagawa.pdf	
A11	客数の計測は、全体、外国人・日本人別、年齢別に分かれていること		●				宿泊客数においては、外国人・日本人別で集計しているが、観光客数については全体の数値のみである。		
A11	月ごと(季節ごと)の観光客数を計測していること			●			毎月、船の乗降客数より、観光客数を計測している。また、主要観光施設における毎月入込客数についてもデータを取っている。		
A11	繁閑差を考慮した誘客のための取組を行っていること			●			土庄町が主催する公民館関係のイベント大会を毎年11月に開催していたが、開港期1月に実施するよう変更した。	R04.01.24_ ターナルマリン 開港期開催案内	
A11	旅行者の目的・行き先(昼夜間の動向)を把握していること			●			小豆島町では令和4年12月、地産地消産品を楽しみながらワークキングを行うONSEN-ガストロ/ミューズを企画。		
A11	旅行者の数と活動の影響は、調査によって明らかにされていること			●			R3年度、位置情報を活用した観光動向分析調査を実施。旅行者の目的・行き先を把握している。		
A12	計画に関する規制と開発管理				●		今後、調査範囲を拡張する予定。		
A12	計画、規制等は、住民の意見を聴取・反映し、十分な検討の元で定められていること				●		R3年度、位置情報を活用した観光動向分析調査を実施。旅行者の目的・行き先を把握している。		
A12	計画、規制等の内容は、一般に公表・遵守されていること				●		今後、調査範囲を拡張する予定。		
A13	適切な民泊運営				●		ホームページで公表している。		
A13	不適切な民泊があった場合に適切な指導を行っていること				●		民泊にはホテルがなく、個人がそれぞれで経営している民泊のみある。豊島民泊組合があり、定期的に話し合いが開催されている。	豊島民泊組合: https://teshima-navi.jp/spot/minpaku/	
A14	気候変動による負の影響を軽減する計画や方針があること				●		「COOL CHOICE」という地球温暖化対策のための国民運動に賛同し、この運動を普及啓発している。2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するため、地球温暖化に資する「賢い選択」をするようHPでも呼びかけている。	COOL CHOICE 呼びかけHP https://www.town.tonosho.kagawa.jp/gyo-sei/ssshiki/jumiri/1/1/319.html	
A15	災害等の非常時における計画において、外国人旅行者を含む観光客への対応も含んでいること				●		小豆島町の地域及び住民の生命、身体並びに財産を災害から保護することを目的に策定している「小豆島地域防災計画」の中で、地域に不案内な訪日外国人を含む観光客に対し、避難誘導地域、指定避難所等についての広報を行うよう努めるとしている。また、帰宅困難となった観光客の避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報の提供手段を定め、災害時の帰宅支援が円滑に実施できる体制整備と定めている。土庄町も同様「土庄町地域防災計画書」がある。	土庄町地域防災計画書 https://www.town.tonosho.kagawa.jp/mat-erial/files/group/5/R4bousai_ippan.pdf	
A15	災害等の非常時における計画は、定期的な見直しが行なわれていること				●		総務課が年に1回地域防災計画書やハザードマップ、その他の防災に関する計画書を見直し、改正部分は示している。	土庄町地域防災計画書 https://www.town.tonosho.kagawa.jp/mat-erial/files/group/5/R4bousai_ippan.pdf	
A15	所管する観光案内所、旅客施設等に非常用電源装置や情報端末(スマートフォン等)への電源供給機器等の整備がなされていること				●		主要観光施設に非常用電源装置が設置されている。主要観光地以外の所も設置を進めている。		

		③ 外來種に関するリストを作成し、侵入を防ぐための体制があること							香川県では、県内の侵略的外來種の現状について県民に広く周知し、十分な理解を得ることを目的に「香川県侵略的外來種リスト2021」を作成している。
D5	野生生物の保護	① 野生生物の保護等に関して観察、餌付け等に関する規制があること							香川県の希少野生生物のリストや保護に関する説明を記載している香川県レッドデータブックがある。
D6	動物福祉	① 観光事業者とガイドに対して、法律、規制及びガイドラインを周知していること							香川県の希少野生生物のリストや保護に関する説明を記載している香川県レッドデータブックがある。
D(b) 資源のマネジメント									
D7	省エネルギー	① エネルギー消費量を定期的にモニタリングし、削減するための取組があること ② 化石燃料の依存度を低減し、再生可能エネルギーの使用を促進する政策や取組があること							土庄町・小豆島町地球温暖化対策実行計画 小豆島町と土庄町（隔町）の温室効果ガス排出量について、2030年度までに2013年度比26%減を目標とする。 二酸化炭素排出量（20年計） 2013年度 512,857→2019年度 430,778 t →2030年度 379,514 t（目標） 温室効果ガス削減目標の達成のための個別の対策・施策を設定しており、その中で再生可能エネルギー等の利用促進に関する目標がある。 ・公共施設や外灯のLED化、遊樂所となる公民館等への太陽光発電設備の整備など、省エネ対策を推進している。 ・電気自動車やPHV車の普及推進のため、庁舎や主な観光施設、港に急速充電設備を整備し、無償貸与している。 ・家庭用の太陽光発電設備設置に対する助成制度を設けて、再生可能エネルギーの活用を推進している。 ・小豆島町住宅用太陽光発電設備設置補助金 https://www.town.shodoshima.lg.jp/gyousei/kakuka/sumaisaikaka/sumai/453.html 土庄町土庄町太陽光発電設備設置補助金 https://www.town.tonoshokagawa.jp/material/files/group/4/sun.pdf 土庄町・小豆島町地球温暖化対策実行計画 【区画施策編】 ・小豆島町住宅用太陽光発電設備設置補助金 https://www.town.shodoshima.lg.jp/gyousei/kakuka/sumaisaikaka/sumai/453.html 土庄町土庄町太陽光発電設備設置補助金 https://www.town.tonoshokagawa.jp/material/files/group/4/ecocoefficiencyplanning.pdf ・公民館等における太陽光発電量及びCO2削減量（過去5年間） ・小豆島町省エネルギー計画（2019年度） ・急速充電設備（小豆島町役場庁舎） ・公民館の太陽光・風力発電設備（釈迦ヶ島島地） ・小豆島町住宅用太陽光発電設備設置補助金の取組
D8	水資源の管理	① 事業者が、節水に努めていること							香川県では「香川県雑用水利利用促進指導要綱」に基づき、県内で建築面積1万平方メートル以上の大型建築物を新築又は増築する場合、雑排水や雨水等をトイレ洗浄水に再利用するための雑用水利利用施設の設置を促進している。当町では小豆島中央病院が当要綱に沿って雑用水利利用施設を設置し、平成31年に節水社会の実現に向けてのモデル的な建物として、「節水型街づくりモデル建築物」の称号を贈呈されている。 香川県広域水道企業団が毎日水質検査を行っており、異常があればすぐに対応できる体制となっている。
D9	水質	① 水質に問題があれば、早急に対応策を講じる体制があること ② 使い捨てペットボトルの飲用水の利用から転換を促す、地域における飲料水の水質に関する旅行者向けの情報があること							香川県広域水道企業団HP「令和4年度水質検査結果」 https://union.suido-kagawa.lg.jp/uploaded/life/11715_25697_misc.pdf
D(c) 廃棄物と排出量の管理									
D10	排水	① 浄化槽等の立地、維持管理、検査について、規則や条例、ガイドラインがあること ② 効果的に処理・再利用する観光事業者を支援する取組があること ③ 排水による地域住民と環境への悪影響を最小にする取組があること							浄化槽法 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=358AC1000000043 土庄町合併処理浄化槽設置整備事業補助金 https://www.town.tonoshokagawa.jp/section/teiki_int/teiki_honbu/st16R00000312.html 小豆島町合併処理浄化槽設置整備事業補助金 https://www.town.shodoshima.lg.jp/gyousei/kakuka/sumaisaikaka/kyokaso/1360.html 土庄町合併処理浄化槽設置整備事業補助金 https://www.town.tonoshokagawa.jp/section/teiki_int/teiki_honbu/st16R00000312.html 小豆島町合併処理浄化槽設置整備事業補助金 https://www.town.shodoshima.lg.jp/gyousei/kakuka/sumaisaikaka/kyokaso/1360.html
D11	廃棄物	① 廃棄物削減や再処理、リサイクルに関する観光事業者向けの取組があること ② 再利用またはリサイクルされない廃棄物の最終処分は、安全が確保されていること							島内オーブ事業者が、環境型事業の取組としてオーブの劣化を密着化してリサイクルの取組としてオーブの劣化を密着化してリサイクルの取組を行っている。 ・オーブ劣化の密着化の取組 ・劣化したオーブの回収 ・東洋オーブ株式会社 https://www.tyoo.co.jp/01.html 現在の最終処分は焼却処分となっているが、令和6年からの運用を目指し、新たな中間（焼却待避）処理施設を整備し、持続可能な地域社会の実現を目指す計画が進んでいる。
D12	温室効果ガスの排出と気候変動の緩和	① 温室効果ガスの排出量をモニタリングし、削減する取組があること							土庄町・小豆島町地球温暖化対策実行計画 小豆島町と土庄町（隔町）の温室効果ガス排出量について、2030年度までに2013年度比26%減を目標とする。 二酸化炭素排出量（20年計） 2013年度 512,857→2019年度 430,778 t →2030年度 379,514 t（目標） 温室効果ガス削減目標の達成のための個別の対策・施策を設定しており、その中で再生可能エネルギー等の利用促進に関する目標がある。 レンタサイクルの普及・シェアサイクルサービスの「ハローサイクル」が島内のホテルや港、観光地に電動自転車の貸し借りができる無人ステーションを設置しており、レンタサイクルでの観光を促進している。 パークライドの推進……観光だけでなく地域住民が通勤通学の際、最寄りバス停まで自転車で行き、バスに乗り継ぎができる、バス停に隣接する駐輪場の整備を進めている
D13	環境負荷の小さい交通	① 地域内での徒歩や自転車での移動の奨励と安全確保を行っていること ② モビリティの活用に関して、低炭素自動車の導入等により環境に配慮していること							2016年に策定した小豆島地域公共交通網形成計画において「過度な自動車利用に頼らない豆島」を一つの基本方針とし、高価であったバス運賃を上限300円とした。また、交通結節点における駐車場や駐輪場を整備し、パークライドやサイクル＆ライドを推進するなど、公共交通機関である路線バスの利用促進を図っている。また、レンタサイクルの普及の一環で、シェアサイクルサービスの「ハローサイクル」が島内のホテルや港、観光地に電動自転車の貸し借りができる無人ステーションを設置しており、レンタサイクルでの観光を促進している。 電気自動車やPHV車の普及推進のため、庁舎や主な観光施設、港に急速充電設備を整備し、無償貸与している。・公用車にも電気自動車を取り入れている。また、トヨタカーと連携し、観光客向けのトヨタ超小型電気自動車を島内の企業に納入した。小豆島ふるさと村でも、豆モビ（電気自動車）の貸出を行っている。 土庄町トヨタカー協定 https://www.orangeyotota.jp/orangemonthly/orangemonthly202205 ・急速充電設備（小豆島町役場庁舎） ・小豆島ふるさと村HP「電気自動車「豆モビ」」 https://www.shodoshima.jp/activity/1558.html
D14	光害	① 光害が発生している場合、その原因を特定し、対策を講じていること							環境省の「光害対策ガイドライン」については認識しているが、大型の屋外広告物照明や観光施設を備えている地域である。「香川県屋外広告物条例」に基づき、広告物の設置に係る一般基準において「照明、発光は反射や透射素材又は材料を使用しないこと」として制限している。 同条例より島内の主要地方道である寒霞沢公園線は「自然景観を保全する必要がある地域を通過する道路」として、一部区間において、照明施設や支柱を含む広告板の高さに対して一般的な基準の半分（5m以下）の制限と定められている。
D15	騒音	① 騒音問題が発生している場合、その原因を特定し、対策を講じていること							香川県は、「香川県環境基本計画」において、下記の騒音規制に関する施策を定めている。 ・市町に対する騒音・振動対策に関する技術的助言に努めるとともに、騒音規制法や振動規制法に基づき、必要に応じて、騒音・振動規制地域の見直し（拡大）を行うなど、騒音・振動防止対策の推進を図る。 ・香川県生活環境の保全に関する条例に基づき、航空機による騒音やカラオケなど騒音規制法の対象となっていない日常騒音を規制する。 ・自動車による交通騒音を監視するため、幹線交通道路に面する地域の定期的評価を行うとともに、高松空港周辺地域における航空騒音調査や本州四国連絡橋の鉄道騒音調査を実施し、必要に応じ、関係機関に対して騒音低減対策の要請等を行う。尚、小豆島は、現時点で騒音の規制を要する規制地域には指定されていない。